（遵守事項）

第三条　第一条に規定する表示事項の表示に際して、製造業者、販売業者又は表示業者（以下「表示者」という。）は、その品質を適正に表示するような方法を用いることとし、輸出すべき繊維製品に表示する場合を除き、特に次の事項を遵守するものとする。

一　繊維の組成の表示については、組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語にそれぞれの繊維の混用率を百分率で示す数値を併記して表示（繊維製品の一部の部位に革又は合成皮革を使用している場合は、その部位を分かりやすく示し、雑貨工業品品質表示規程（平成二十九年消費者庁告示第七号）の内容に準じて材料の種類を示す用語を併記して表示）すること。ただし、繊維製品の部位を分離して分かりやすく示し、それぞれの部位について、当該部位の組成繊維である全ての繊維の名称を示す用語にそれぞれの繊維の当該部位の組成繊維全体に対する混用率を百分率で示す数値を併記して表示することができる。

二　家庭における洗濯処理、漂白処理、乾燥処理、アイロン仕上げ処理及び商業クリーニング処理に関する取扱方法（以下「家庭洗濯等取扱方法」という。）の表示については、取扱表示を用いて、日本工業規格Ｌ〇〇〇一（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）の四・一及び四・四に規定するところによること。この場合においては、同規格の附属書Ａの表Ａ・二から表Ａ・八までに掲げる試験方法により得られた結果、これと同等の試験方法により得られた結果又は蓄積された技術情報その他これに類するものから当然に予測できる結果に基づき、適正な取扱表示を選択すること。ただし、同規格の四・一ｄ）に規定する取付方法により損壊するおそれがあるマフラー、スカーフ、ショール及び帽子（家庭用品品質表示法施行令（昭和三十七年政令第三百九十号。以下「令」という。）別表第一号（一）に定める糸を表生地の全部又は一部に使用して製造したものに限る。以下同じ。）並びに両面使用の帽子にあっては貼付け又は下げ札によることができる。

三　はっ水性を表示する場合は、「はっ水（水をはじきやすい）」又は「撥水（水をはじきやすい）」の用語を用いて表示すること。

四　前三号又は第五条若しくは第八条の規定による表示と紛らわしい表示をしてはならないこと。

五　第一号から第三号まで、第五条（第五号を除く。）、第八条の規定による表示は、次条に規定する場合を除き、表示者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記して、需要者の見やすい箇所に見やすいように表示することとし、これらの規定による表示に際して使用される場合を除き、繊維の名称を示す用語、特定の繊維を示すものとして広く需要者の間に認識されている商標（商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）の規定により登録を受けた商標をいう。以下同じ。）又ははっ水性を表す用語を使用するときは、第十条の規定によること。

第四条　前条第五号の規定による氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記することを要しない場合は、次のとおりとする。

一　繊維製品及びその包装並びにこれらに容易に離れないように付着している物以外の物に表示をした場合

二　表示業者が表示をした場合であって、その表示に製造業者又は販売業者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記した場合

（特殊な表示方法）

第五条　次の各号の繊維製品については、第三条第一号に規定する表示方法に代えて、それぞれ各号に定める方法で表示することができる。

一　組成繊維中、いずれか一種類の繊維の混用率が八十パーセントを超える繊維製品について、その繊維の名称を示す用語にその混用率を示す数値と「以上」とを付記し、その他の繊維の名称を示す用語を一括して記載し、これにそれらの繊維の混用率を合計した数値と「未満」とを付記して表示する方法

二　組成繊維中、混用率が十パーセント未満の繊維が二種類以上含まれている繊維製品について、それらの繊維の名称を示す用語を一括して記載し、これにそれらの繊維の混用率を合計した数値を併記し、その他の繊維の名称を示す用語にその繊維の混用率を示す数値をそれぞれ併記して表示する方法

三　別表第四に掲げる繊維製品（その組成繊維中における繊維の種類が二以上のものに限る。）について、その組成繊維中の混用率の大きいものから順次繊維の名称を示す用語を列記する方法又は組成繊維中の混用率の大きいものから少なくとも二以上の繊維の名称を示す用語を順次列記し、当該用語の次にその他のものを「その他繊維」又は「その他」として一括して記載する方法

四　裏生地を使用している繊維製品について、その裏生地を分離し、その繊維の組成を表示する場合においては、その組成繊維中の混用率の大きいものから順次繊維の名称を示す用語を列記する方法又はその組成繊維中における繊維の種類が三以上のものにあっては、混用率の最も大きい繊維の名称を示す用語を記載し、当該用語の次にその他のものを「その他繊維」又は「その他」として一括して記載する方法

五　組成繊維中の羊毛の混用率が百パーセントの織物（長さが六メートル以下のものに限る。）について、その織物の耳に「ＡＬＬ　ＷＯＯＬ」の文字並びに表示者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を織り込んで表示する方法

（指定用語）

第六条　表示に際し繊維及び羽毛（以下「繊維等」という。）の名称を示す場合には、次の各号に定めるところによることとする。

一　繊維の名称を示す用語には、第二項及び第三項に定める場合を除き、別表第六の中欄に掲げる繊維等の種類に応じそれぞれ下欄に掲げる指定用語を使用しなければならない。

二　前号の指定用語には、商標以外の用語を付記してはならない。ただし、別表第五第一号又は別表第七に定めるところにより付記する場合は、この限りでない。

三　前号本文の規定に基づき商標を付記する場合は、その商標に括弧を付さなければならない。

2　表示に際し性質の異なる二種類以上のポリマーを口金で複合した繊維（以下「複合繊維」という。）の名称を示す場合には、次の各号に定めるところによることとする。

一　複合繊維を構成する全てのポリマーが、繊維に組成された際の名称が、別表第六の下欄に掲げる指定用語となるポリマー（ただし、その名称が、別表第六の中欄に掲げる繊維等の種類のうち、「右記以外の植物繊維」、「右記以外の動物繊維」、「右記以外の再生繊維」、「右記以外の半合成繊維」、「右記以外の合成繊維」、「右記以外の無機繊維」又は「右記各項目に掲げる繊維等以外の繊維」に対応する指定用語となるポリマーは除く。当該ポリマーを、以下「第一号において示されるポリマー」という。）である場合、「複合繊維」の用語にポリマーの名称を示す用語としてその指定用語を付記しなければならない。ただし、複合繊維を構成する複数のポリマーが繊維に組成された際の名称が一の指定用語であるときには、その一の指定用語を付記すれば足りる。

二　前号に規定する場合以外の場合にあっては、「複合繊維」の用語にその複合繊維の名称を示す商標又はポリマーの名称を示す用語を付記しなければならない。ただし、第一号において示されるポリマーを表示する場合は、「複合繊維」の用語に指定用語を付記しなければならず、複合繊維の名称を示す商標が不明である場合かつポリマーの種類が不明である場合は、「複合繊維」の用語を使用することで複合繊維の名称を示す商標又はポリマーの名称を省略することができる。

三　第一号又は第二号の規定に基づきポリマーの名称を示す用語を付記する場合には、ポリマーの割合が大きいものから三種類まで使用することができ、少なくともそのうち一種類を記載しなければならない。なお、その記載は、任意の順序によることができる。

四　第一号から第三号までの規定に基づき複合繊維の名称を示す商標又はポリマーの名称を示す用語を付記する場合は、その複合繊維の名称を示す商標及びポリマーの名称を示す用語に括弧を付することとする。

3　第一項又は第二項の規定に基づき表示をする場合において、分類が不明である繊維又は複合繊維かどうかが不明である繊維については「その他繊維」又は「その他」の用語を指定用語に代えて使用することとし、組成繊維中における混用率が五パーセント未満の繊維については「その他繊維」又は「その他」の用語を指定用語に代えて使用することができる。